

平成24年4月1日付け職員人事異動がありましたのでお知らせいたします。異動内容は下記のとおりです。

新 職 名	氏 名 (旧職名)	新 職 名	氏 名 (旧職名)
事務局長	大塚 進(総務課長)	東金出張所主査	鎗田 正行(本納出張所主査)
総務課長	子安 亮二(調査管理課長)	本納出張所主査	早川 行雄(総務課主査)
調査管理課長	富田 達雄(佐原出張所長)	佐原出張所事業係長	矢城 俊美(多古出張所庶務係長)
佐原出張所長	海老澤 武(佐原出張所主査)	多古出張所庶務係長	齋藤 智一(東金出張所事業係長)
総務課主査	滝口 広明(調査管理課主査)	東金出張所事業係長	岡本 秀寿(東金出張所主任主事)
調査管理課主査	古川 和夫(東金出張所主査)	本納出張所事業係長	川崎 広一(本納出張所主任主事)
佐原出張所主査	富澤 克彦(佐原出張所事業係長)		

# 忘れていませんか？届け出！！

こんな時は  
必ず届出を  
お願いします

市町村・法務局・農業委員会等に届出済、または所有権が  
移転済であったとしても、**農地の移動・組合員資格に変更等がある場合には、  
必ず当土地改良区へ届出下さい。**  
届出がなければ、土地台帳が変えられず、  
**賦課金は従来の組合員への賦課となってしまいます**のでご注意ください。

## 組合員の資格等の変更があった時

1. 組合員を変更する場合  
(相続・農業者年金の受給又は経営移譲)
2. 農地を売買・交換した場合
3. 住所の変更をする場合
4. 農地の賃貸借又は解約した場合

## 組合員資格得喪通知書を提出してください。

※口座振替をご利用の方は、併せて更新手続きをお願いします。

売買等による農地の移動の場合、滞納賦課金がある農地を取得しますと土地改良法第42条の規定により農地を取得した組合員が滞納賦課金を納入しなければなりませんので、事前に確認をお願いします。

当土地改良区ホームページ(URL:<http://www.ryoso-lid.or.jp>)からダウンロードできます。

「組合員資格得喪通知書」は最寄りの出張所にあります。

## 農地を農地以外に転用する時

1. 宅地・店舗等へ  
転用する場合
2. 公共用地(道路等)へ  
転用する場合



「農地転用等の通知書・地区除外申請書」、  
「開発行為等に伴う排水同意申請書」を  
提出し、必要な決済を行ってください。

農地転用には決済が必要になります。

この決済金は、受益農地を転用することにより土地改良区全体の受益地が減少し、維持管理に必要な各組合員の賦課金が加重負担にならないよう必要となるものです。

なお、国・県・市町村等の公共事業用地(道路・河川敷等)として買収され転用される場合にも決済が必要になります。

農地転用等の申請書は、最寄りの出張所にあります。

お問合せは、最寄の「水土里(みどり)ネット両総」へ

佐原出張所 ☎0478-54-3566  
香取市佐原 689

東金出張所 ☎0475-53-0728  
東金市東金 1163

多古出張所 ☎0479-82-8820  
横芝光町寺方 515-1

本納出張所 ☎0475-34-3113  
茂原市本納 3041